

公益財団法人 山形県スポーツ協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人山形県スポーツ協会と称し、外国に対しては、Yamagata Sport Association (略称 YSA) という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、山形県におけるスポーツを振興し、県民の体力向上と健康増進並びにスポーツ精神の高揚を図り、明るく活力に満ちた地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国民体育大会並びに各種スポーツ大会への選手の派遣に関する事
- (2) 本県スポーツの競技力の向上に関する事
- (3) 国民体育大会・東北ブロック大会県予選会等各種スポーツ大会の開催及びその援助に関する事
- (4) スポーツ医学に関する調査・研究並びに競技者の健康・安全管理に関する事
- (5) スポーツ少年団の育成とその活動を通じた青少年の健全育成に関する事
- (6) 地域スポーツクラブの育成、支援及び拡充並びに地域スポーツの推進に関する事
- (7) 県民スポーツの普及・振興に関する事
- (8) スポーツ指導者の養成に関する事
- (9) 加盟団体をはじめとするスポーツ関係団体・クラブ等の充実・発展並びに連携に関する事
- (10) スポーツに関する情報の収集・提供等の広報・啓発活動に関する事
- (11) スポーツに関する功労者、殊勲者等の表彰に関する事
- (12) スポーツ振興の拠点施設の管理・運営に関する事
- (13) その他この法人の目的達成に必要な事業に関する事

第3章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第5条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 県内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟競技団体」という。）
- (2) 県内市町村におけるスポーツを総合的に統轄する市町村体育（スポーツ）協会であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟市町村体育（スポーツ）協会」という。）
- (3) 県内における学校スポーツを総合的に統轄する団体であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟学校団体」という。）
- (4) 前3号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの

(加盟)

第6条 前条の加盟団体となろうとする団体は、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得て加盟することができる。

2 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入する。

(脱退)

第7条 第5条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得なければならない。

2 この法人は、第5条の加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不相当と認められるときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

(加盟及び脱退等必要事項)

第8条 前3条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

(賛助会員)

第9条 この法人に賛助会員を置くことができる。なお、賛助会員に関する必要事項は、理事会の決議を得て、別に定める。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第10条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなけ

ればならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 11 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 12 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 13 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 14 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評 議 員

(評議員の定数)

第 15 条 この法人に評議員 95 名以上 130 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 16 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 18 条 評議員は無報酬とする。

第6章 評 議 員 会

(構 成)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

(権 限)

第 20 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他、必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招 集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 事 録)

- 第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長並びに出席した評議員及び理事のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 役 員

(役員 の 設 置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 理事 20 名以上 35 名以内
 - (3) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 5 名以内を副会長とし、必要に応じて専務理事及び常務理事をそれぞれ 1 名ずつ置くことができる。
- 3 前項の副会長のうち 1 名を理事長とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「法人法」という。) 上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、別に定める負担金を毎年納入する。

(役員 の 選 任)

第 26 条 会長は、理事会において選任する。

- 2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 3 理事長は、理事会の決議により副会長の中から選任する。
- 4 副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(会長の職務)

第 27 条 会長は、協会の儀礼的行為を行うほか、協会の事務の執行に関し、必要な助言を行うことができる。

(理事の職務及び権限)

- 第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財

産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 30 条 会長、理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 25 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 31 条 会長、理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 32 条 会長、理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事長及び常勤の理事、監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 8 章 理 事 会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、理事長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ指定した理事が理事会を招集する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 9 章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

- 第 38 条 この法人に名誉会長 1 名、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。
- 2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の会長又は理事長、副会長であった者及びスポーツ、体育に功労のあった者のうちから理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 4 参与は、この法人の理事、監事、評議員であった者のうちから理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は、この法人の重要事項について理事長の諮問に応じ、また、理事会及び評議員会に出席し意見を述べることができる。
- 6 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

第 10 章 山形県スポーツ少年団及び山形県総合型地域スポーツクラブ協議会

(設置)

- 第 39 条 この法人に、県内のスポーツ少年団によって構成する山形県スポーツ少年団及び県内の総合型地域スポーツクラブによって構成する山形県総合型地域スポーツクラブ協議会を置く。
- 2 山形県スポーツ少年団及び山形県総合型地域スポーツクラブ協議会の設置に関する必要な事項については、理事会の決議を経て別に定める。

(業務)

- 第 40 条 山形県スポーツ少年団は、第 4 条第 5 号、その他これに関連する事業に関して、山形県総合型地域スポーツクラブ協議会は、第 4 条第 6 号、その他これに関連する事業に関して、それぞれ理事会の決議に基づき実施する。

第 11 章 専門委員会

(専門委員会)

- 第 41 条 この法人に理事会の議決を経て、第 4 条に定める事業を遂行することに必要な専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会の名称、目的、組織、その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 12 章 事務局

(事務局)

- 第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。なお、事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(解 散)

第 44 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法による。

第15章 補 則

(委 任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 11 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事(会長)	金 森 義 弘
業務執行理事(常務理事)	佐 藤 和 彦
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

尾形源二、堀井洋幸、桐生正貴、長井健二、佐藤康典、細川伸一、橋本佳久、高橋博安、安孫子元春、岸 慎一、松田陽一、四柳徹信、三浦希仁、川合勝芳、会田広、細谷尚寿、相原隆、高橋繁教、鎌田聡、泉 博文、工藤正広、植野仁、土田良雄、須田治重、長岡茂樹、伊勢幹彦、中村俊昭、佐藤重孝、米山正和、小松隆一、安孫子善和、安部美知雄、今野久仁正、佐々木義博、後藤正博、本間努、高橋光男、渡部市太郎、熊澤八穂、櫻井常晴、山川慶美、高瀬千佳子、枡田敏行、高橋行信、後藤正美、工藤誠、谷口義洋、志賀恒憲、皆川清彦、佐藤一郎、森谷正人、古瀬精一、粕川憲一、佐藤正知、遠藤仁、奈良崎利喜雄、宇野靖介、磯野武、長谷川博明、小川久義、奥山助正、後藤和久、原田一廣、遠藤正幸、工藤亮輔、荒木政司、花山忠夫、太田富久雄、金谷正實、金田賢一、和田暁、山科信二、大山孝一、正野学、田中清治、伊藤幸一、近藤正義、八鍬博幸、小嶋邦彦、富澤善右衛門、佐藤攻、和田廣、菊地秀徳、菅井新一、寺島吉昭、舟山孝夫、酒井宏幸、佐原稔、本間齊、齋藤禎、坂 義若、伊藤酒造弥、阿部鏡一、遠藤俊三、西田克、井関滋夫、佐藤雄一、奥山雅信、鎌田博子、金 利寛、布川元、阿部浩三郎、渋谷忠雄
- 5 この定款は、平成 25 年度定時評議員会の日（平成 25 年 6 月 18 日）から施行する。
- 6 平成 31 年 3 月 26 日一部改定
(名称、) (第 5 条の (2))
- 7 令和 4 年 3 月 24 日一部改定
第 4 条、第 39 条、第 40 条